

富山市移住促進・魅力発信事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市移住促進・魅力発信事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、富山県外から富山市内への移住を促進するとともに、富山市内に移住した者が、本市の魅力発信等を通じ、市の移住促進事業に協力することで、さらなる移住者の増加を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、第1号から第3号までの要件を満たし、かつ第4号又は第5号の要件を満たす者とする。

(1) 住民登録等に関する要件

- ア 富山県外から富山市内に転入し、市の住民基本台帳に登録されていること
- イ 住民基本台帳に登録された現住所が「富山市まちなか居住推進事業制度要綱」第2条第1号又は「富山市公共交通沿線居住推進事業制度要綱」第2条第2号に掲げる区域であること

(2) 富山地方鉄道㈱が発行する「軌道通勤定期券（以下「定期券」という。）」を取得していること

(3) 市ホームページ等へ掲載するための移住に関する情報素材の提供、本市での暮らしに関するSNS等での情報発信、移住関連イベントへの参加協力など、市が実施する移住促進事業に協力すること

(4) 法人等への就業に関する要件

- ア 就業先の法人等における申請者の勤務先所在地が富山市内であること
- イ 転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更ではなく、申請者の意思による就業であること

(5) 起業に関する要件

- ア 個人事業の開業又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の設立を行い、その代表者となる者であること
- イ 個人事業の開業の届出又は法人の登記を富山市内で行っていること
- ウ 公序良俗に反する事業でないこと

(補助金の額及び交付回数)

第4条 補助金の額は、定期券の購入金額とし、補助金の申請は、1人につき2回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、富山市移住促進・魅力発信事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 法人等への就業に関する要件を満たす場合

ア 定期券の写し

イ 就業先法人等の就業証明書(様式第3号)

ウ 市が実施する移住促進事業に協力したことがわかるもの

(2) 起業に関する要件を満たす場合

ア 定期券の写し

イ 個人事業の開業届出書又は法人の履歴事項全部証明書

ウ 市が実施する移住促進事業に協力したことがわかるもの

2 前項の各号に掲げる「定期券の写し」は、次の各号の要件を満たすものでなければならない。

(1) 定期券に記載の利用期間に補助金の交付申請日を含むこと

(2) 申請者が富山市内に転入してから1年を経過する日までに取得したものであること

(3) 2回目の申請においては、定期券に記載の利用期間が、1回目の申請時と異なること

3 次に掲げる者は、この補助金の交付申請をすることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。

以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(2) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が別に定める要件に基づき補助金の交付をすることが不適當であると認められる者

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、その額を確定するものとする。

2 前項の補助金の交付決定及び額の確定については、規則第19条の規定により、その手続を併合するものとする。

3 前項に規定により併合した手続の通知は、富山市移住促進・魅力発信事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条に規定する通知の後、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の取り消し等）

第8条 市長は、補助金の交付決定をした者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し又は変更することができる。

（1）偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき

（2）補助金の使途が、暴力団の利益になると認められるとき

（3）その他市長が相当の理由があると認めたとき

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消し又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の一部又は全部の返還を交付決定者に請求することができる。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（細則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

富山市移住促進・魅力発信事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

富山市移住促進・魅力発信事業補助金の交付を受けたいので、富山市移住促進・魅力発信事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

なお、申請に際し要綱を厳守するとともに、申請者の住所を担当職員が確認することに同意します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 申請内容

申 請 者 氏 名	
生 年 月 日	
現 住 所	富山市
転 入 前 住 所	
富 山 市 内 で の 就 業	☐ 法人等へ就職・転職 ☐ 起業
申請者の連絡先（携帯）	
軌道通勤定期券の種類	☐ 通勤 1 ヶ月 ☐ 通勤 3 ヶ月 ☐ 通勤 6 ヶ月
上記定期券の購入金額	
移 住 促 進 事 業 へ の 協 力 に つ い て	別添のとおり

様式第2号（第6条関係）

富山市指令企第 号
年 月 日

様

富山市長

富山市移住促進・魅力発信事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書

年 月 日付けで申請のありました富山市移住促進・魅力発信事業補助金については、富山市移住促進・魅力発信事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により、次のとおり交付決定し、併せて補助金額を確定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定額 | 金 | 円 |

（補助金の交付の取り消し等）

この交付決定にかかわらず、市長が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し又は変更することがあります。この場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全額又は一部の返還を請求することがあります。

- （1）偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき
- （2）補助金の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき
- （3）その他市長が補助金の交付をすることが不適當であると認めたとき

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）富山市長

所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印
電話番号
担当者（職・氏名） 職
氏名

就業証明書

次のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	富山市
勤務先所在地	富山市
勤務先電話番号	
就業年月日	
移住の意思	勤務先企業等からの命令（転勤、出向、出張又は研修等を含む。）ではない。